

北の輝く女性応援会議担当者会議運営要領(案)

北の輝く女性応援会議設置要綱5に基づき、北の輝く女性応援会議担当者会議運営要領を次のとおり定める。

1 運 営

北の輝く女性応援会議担当者会議（以下「担当者会議」という。）は、女性の活躍促進及び支援に関する施策を総合的かつ効果的に推進できるよう運営するものとする。

2 担当者会議の業務等

担当者会議の構成員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 北の輝く女性応援会議（以下「本会議」という。）における方策の協議及び周知
- (2) 女性の活躍に関する施策の調整及び推進
- (3) その他本会議の代表が必要と認めた事項

3 会 議

(1) 担当者会議において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 本会議に付議する事項及び報告する事項

イ 関連事業の連絡調整に関する事項

- (2) 担当者会議として全員によるほか、議題に関係ある担当者だけの会議を開くことができる。
- (3) 担当者会議には、担当者以外に議題に関係ある者を参加させることができる。
- (4) 担当者会議は、本会議の代表が招集し、環境生活部くらし安全局長が主宰する。

附 則

この要領は、平成26年 月 日から施行する。